

高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「<u>中堅企業及び中小企業者等</u>」並びに「<u>小規模事業者</u>」とは、別表第1に定めるものをいう。</p> <p><u>(3)～(4) 略</u></p> <p><u>(5)「これらに準ずる事業計画」とは、事業戦略及び経営計画以外の事業計画であって、自社の現状分析を踏まえ、中期の数値目標及び行動計画が記載されたものをいう。</u></p> <p>削除</p> <p>(6) 「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」(以下「IT 導入補助金」という。)とは、国の<u>令和6年度一般会計歳出予算補正</u>により措置されたものをいう。</p> <p>(7) 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(以下「ものづくり補助金」という。)とは、国の<u>令和6年度一般会計歳出予算補正</u>により措置されたものをいう。</p> <p><u>(8)「中小企業省力化投資補助金」(以下「省力化投資補助金」という。)とは、国の令和6年度一般会計歳出予算補正により措置されたものをいう。</u></p> <p>第3条 県は、電力・ガス・食料品等の価格高騰によって実質的な賃金が減少している中、給与等の増額又は<u>正規雇用転換を行う県内中堅企業者及び中小企業者等のデジタル技術や省力化機械装置への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援するため、補助事業者が行う事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、小規模事業者については、給与等の増額又は正規雇用転換は不要とする場合がある。</u></p> <p>2 補助事業の対象は、次に掲げる事業とする。</p> <p><u>(1) 県内中堅企業及び中小企業者等(以下「間接補助事業者」という。)が、事業戦略、経営計画、これらに準ずる事業計画及び継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画に基づいて行うデジタル技術や省力化機械装置への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援するため、補助事業者が間接補助事業者</u> <u>に間接補助金を交付する事業</u></p> <p><u>(2) 補助事業者が第16条に規定する事業完了後の間接補助事業の効果等の調査を行う事業</u></p> <p>第3項 (略)</p> <p>第4条～第19条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「<u>中小企業者等</u>」とは、別表第1に定めるものをいう。</p> <p><u>(3)～(4) 略</u></p> <p><u>(5)「これらに準ずる事業計画」とは、自社及び現在置かれている市場の概況を具体的に示した上で、新たな製品開発、外商等に取り組むための現状分析並びに中期の数値目標及び行動計画を記載し、認定経営革新等支援機関がその内容を確認したものをいう。</u></p> <p><u>(6)「認定経営革新等支援機関」とは、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条に規定する者をいう。</u></p> <p>(7) 「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」とは、国の<u>令和元年度一般会計歳出予算補正、令和3年度一般会計歳出予算補正、令和4年度一般会計歳出予算補正及び令和5年度一般会計歳出予算補正</u>により措置されたものをいう。</p> <p>(8) 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」とは、国の<u>令和元年度一般会計歳出予算補正、令和3年度一般会計歳出予算補正、令和4年度一般会計歳出予算補正及び令和5年度一般会計歳出予算補正</u>により措置されたものをいう。</p> <p>第3条 県は、電力・ガス・食料品等の価格高騰によって実質的な賃金が減少している中、給与等の増額を行う<u>県内中小企業者等のデジタル技術への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援するため、補助事業者が行う事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</u></p> <p>2 補助事業の対象は、<u>県内中小企業者等(以下「間接補助事業者」という。)が、事業戦略、経営計画、これらに準ずる事業計画又は継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画に基づいて行うデジタル技術への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援する事業とし、補助事業者が間接補助事業者</u> <u>に間接補助金を交付することにより実施する。</u></p> <p>第3項 (略)</p> <p>第4条～第19条 (略)</p>

附 則

- この要綱は、令和4年12月21日から施行する。
- この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3項、第7条第5号から第8号まで、第11条第4項、第12条第3項及び第4項、第13条、第16条並びに第18条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則 (略)

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

【中堅企業及び中小企業者等】

種別	業種分類	定義
中堅企業	全業種	下記に定義する中小企業者等を除き、常時使用する従業員の数が2,000人以下の者
中小企業者等	① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
	② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
	③ サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
	④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
	⑤ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
	⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
	⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
	⑧ その他の業種 (上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
	⑨ 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
	⑩ 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
	⑪ 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者

附 則

- この要綱は、令和4年12月21日から施行する。
- この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3項、第7条第5号から第8号まで、第11条第4項、第12条第3項及び第4項、第13条、第16条並びに第18条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則 (略)

別表第1 (第2条関係)

業種分類	定義
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③ サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧ その他の業種 (上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨ 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩ 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑪ 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑫ 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

⑫ 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭ 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

⑬ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭ 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

【小規模事業者】

業種分類	定義
①商業、サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数が5人以下の会社及び個人事業主
②サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人事業主
③製造業その他	常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人事業主

別表第2（第3条関係）

区分	間接補助事業者が行う事業の要件
一般枠	<p>対象となる間接補助事業： 生産性向上に資するITツールや機械装置の導入等を行う事業</p> <p>間接補助事業の要件： （1）令和7年1月から令和7年12月までの決算期の数値とその1年後の決算期の数値との比較において、給与支給総額（注1）を年率1.5%以上増加又は間接補助事業の実施期間において、1名以上の正規雇用転換（注2～注4）をする見込みの計画を策定し、実行すること。ただし、小規模事業者で補助申請額が100万円以下の場合、計画の策定及び実行は不要とする。 （2）令和7年1月から令和7年12月までの決算期の数値とその1年後の決算期の数値との比較において、付加価値額（注5）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （3）事業計画（事業戦略、経営計画、又はこれらに準ずる事業計画）を策定していること。ただし、小規模事業者で補助申請額が100万円以下の場合、事業計画の策定を不要とする。 （4）継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。</p>
加速枠	<p>対象となる間接補助事業： 先進的又はイノベーション創出につながる取り組みで、生産性向上に資するITツールや機械装置の導入等を行う事業</p> <p>間接補助事業の要件： （1）令和7年1月から令和7年12月までの決算期の数値とその1年後の決算期の数値との比較において、給与支給総額（注1）を年率4.0%以上増加又は間接補助</p>

別表第2（第3条関係）

区分	間接補助事業者が行う事業の要件
一般枠	<p>対象となる間接補助事業： 生産性の向上に資するITツールの導入や活用のために必要となるインフラの整備等の事業</p> <p>間接補助事業の要件： （1）間接補助事業の実施期間において、給与支給総額（注1）を年率1.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 ただし、補助申請額が150万円未満の場合は、策定を省略できるものとする。 （2）間接補助事業の実施期間において、付加価値額（注2）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画又は、労働生産性（注3）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （3）事業計画（事業戦略、経営計画等）を策定していること。（注4） ただし、補助申請額が150万円未満の場合は、策定を省略できるものとする。 （4）継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。</p>
デジタル化加速枠	<p>対象となる間接補助事業： より高度なデジタル化事業 ①デジタル技術を用いて製品又はサービスの開発、ビジネスモデルの変革等の新たな付加価値を生み出す事業 ②全社戦略のもと、BPRやシステム間連携を通じて業務プロセスを変革する事業</p> <p>間接補助事業の要件： （1）間接補助事業の実施期間において、給与支給総額（注1）を年率1.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。</p>

	<p>事業の実施期間において、2名以上の正規雇用転換（注2～注4）をする見込みの計画を策定し、実行すること。</p> <p>(2) 令和7年1月から令和7年12月までの決算期の数値とその1年後の決算期の数値との比較において、付加価値額（注5）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。</p> <p>(3) 事業計画（事業戦略、経営計画、又はこれらに準ずる事業計画）を策定していること。</p> <p>(4) 継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。</p>		<p>(2) 間接補助事業の実施期間において、付加価値額（注2）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画又は、労働生産性（注3）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。</p> <p>(3) 事業計画（事業戦略、経営計画等）を策定していること。（注4）</p> <p>(4) 継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。 <u>なお、当該実行計画の目標については、DX推進指標の成熟度レベル4相当となる目標設定を行うこと。（注5）</u></p>
<p>国補助金上乗せ枠</p>	<p>対象となる間接補助事業：</p> <p>以下の国の補助事業の交付決定を受けた事業</p> <p>(1) IT導入補助金：通常枠</p> <p>(2) ものづくり補助金：製品・サービス高付加価値化枠</p> <p>(3) 省力化投資補助金：カタログ注文型、一般型</p> <p>間接補助事業の要件：</p> <p>対象となる間接補助事業のうち、補助事業の実施場所を高知県として交付決定を受けていること。</p>		
<p>(注1) 給与支給総額は、役員以外の全従業員に支払った給与等（給料、賃金、賞与を含み、福利厚生費、法定福利費や退職金を除く。）をいう。</p>		<p>(注1) 給与支給総額は、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与及び役報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金を除く。）をいう。</p>	
<p>(注2) 正規雇用転換とは、間接補助事業者において次のいずれかの措置を講ずることをいう。</p> <p>① 公募開始時点で間接補助事業者が雇用している非正規雇用労働者を、正規雇用労働者に転換すること。</p> <p>② 公募開始時点で間接補助事業者が（注3）の③に規定する派遣労働者として受け入れている非正規雇用労働者を、正規雇用労働者に転換すること。</p>			
<p>(注3) 非正規雇用労働者とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。</p> <p>① 期間を定めて雇用されている労働者</p> <p>② 期間を定めずに雇用されている労働者であって、正規雇用労働者以外の労働者</p> <p>③ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者</p>			
<p>(注4) 正規雇用労働者とは、次のいずれにも該当する労働者をいう。</p> <p>① 期間を定めずに労働契約を締結している労働者</p> <p>② 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者</p>			
<p>(注5) 付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費を合計したものをいう。 削除</p>		<p>(注2) 付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費を合計したものをいう。</p> <p>(注3) 労働生産性とは、粗利益（売上－原価） / （従業員数×1人当たり勤務時間（年平均））により算出された値をいう。</p> <p>(注4) 既に自社で事業計画を策定している場合は、認定経営革新等支援機関の確認を受けること。</p> <p>(注5) DX推進指標とは、経済産業省が公開している「デジタル経営のための評価指標」をいう。本指標では、</p>	

DX 推進の成熟度を6段階で評価しており、成熟度レベル4は、DX 推進を「全社戦略に基づく持続的実施」ができる水準を指す。

別表第3（第4条関係）

区分	補助対象経費		補助率	補助金額
(1) 間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金	一般枠	ソフトウェア、ハードウェア（機械装置を含む。）の導入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	1事業者当たり 10万円（下限） ～上限450万円
	加速枠	ソフトウェア、ハードウェア（機械装置を含む。）の導入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	1事業者当たり 450万円超（下限）～上限2,500万円
	国補助金上乗せ枠	IT導入補助金において実施場所を高知県として交付決定を受けた際に補助対象と認められた経費	補助対象経費の12分の1～4分の1以内	1事業者当たり 上限1,000万円 ただし、国のIT導入補助金、ものづくり補助金、省力化投資補助金の交付決定額との合計
ものづくり補助金において実施場所を高知県として交付決定を受けた際に補助対象と認められた経費		補助対象経費の12分の1～4分の1以内	で、補助対象経費の4分の3以内となること。	
省力化投資補助金において実施場所を高知県として交付決定を受けた際に補助対象と認められた経費		補助対象経費の12分の1～4分の1以内		
(2) 補助事業を行うための事務費	人件費、旅費、報償費、使用料及び賃借料、需用費、役務費及び委託料		定額	

別表4（略）

別表第3（第4条関係）

区分	補助対象経費		補助率	補助上限・下限額
(1) 間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金	一般枠	ソフトウェア経費、ハードウェア経費及び導入支援経費	補助対象経費の2分の1以内	1事業者当たり 上限額450万円 下限額5万円
		サービス等生産性向上IT導入支援事業（通常枠A・B類型）の補助を受けている場合は当該事業費	補助対象経費の4分の1以内	
	デジタル化加速枠	ソフトウェア経費、機械装置、ハードウェア経費及び導入支援経費	補助対象経費の3分の2以内	1事業者当たり 上限額1,000万円 下限額100万円
サービス等生産性向上IT導入支援事業（通常枠A・B類型）の補助を受けている場合は当該事業費		補助対象経費の4分の1以内		
以下のいずれかに該当するものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の補助を受けている場合は当該事業費 ①第16次公募までについては、一般型デジタル枠 ②第18次公募以降については、製品・サービス高付加価値化枠（成長分野進出類型）のうち、DXに資する革新的な製品・サービス開発の取組として補助申請したもの		補助対象経費の12分の1以内		
(2) 上記(1)の事業を行うための事務費	人件費、旅費、報償費、使用料及び賃借料、需用費、役務費及び委託料		定額	

別表4（略）

別記
第1号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者
生年月日

令和 年度高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付申請書

補助金の交付について、高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1～2（略）

3 経費内訳

（単位：円）

(1) 間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金	(2) 補助事業を行うための事務費

4～10（略）

第2号様式～第4号様式（略）

別記
第1号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者
生年月日

令和 年度高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付申請書

補助金の交付について、高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1～2（略）

3 経費内訳

（単位：円）

(1) 間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金	(2) 左記(1)の事業を行うための事務費

4～10（略）

第2号様式～第4号様式（略）

第5号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者

令和 年度高知県デジタル技術活用促進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました事業の変更をしたいので、高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 (略)

2 経費内訳

(単位：円)

(1) 間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金		(2) 補助事業を行うための事務費	
変更前	変更後	変更前	変更後

3～6 (略)

第6号様式～第7号様式 (略)

第5号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者

令和 年度高知県デジタル技術活用促進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました事業の変更をしたいので、高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 (略)

2 経費内訳

(単位：円)

(1) 間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金		(2) 左記(1)の事業を行うための事務費	
変更前	変更後	変更前	変更後

3～6 (略)

第6号様式～第7号様式 (略)

第8号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者

令和 年度高知県デジタル技術活用促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました事業を完了しましたので、高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1～2（略）

3 経費内訳

（単位：円）

（1）間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金	（2）補助事業を行うための事務費	備考

4～7、別紙（略）

第8号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者

令和 年度高知県デジタル技術活用促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました事業を完了しましたので、高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1～2（略）

3 経費内訳

（単位：円）

（1）間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金	（2）左記（1）の事業を行うための事務費	備考

4～7、別紙（略）

第9号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者

令和 年度高知県デジタル技術活用促進事業費補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました事業の年度終了実績について、高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1～2（略）

3 経費内訳

（単位：円）

（1）間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金	（2）補助事業を行うための事務費	備考

4～7、別紙（略）

第10号様式（略）

第9号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者

令和 年度高知県デジタル技術活用促進事業費補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました事業の年度終了実績について、高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1～2（略）

3 経費内訳

（単位：円）

（1）間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金	（2）左記（1）の事業を行うための事務費	備考

4～7、別紙（略）

第10号様式（略）